

会津若松市立小中学校空調設備整備事業
プロポーザル要求水準書
(共通)

平成 30 年 12 月
福島県会津若松市

— 目 次 —

第 1	総則	1 ページ
	1 要求水準書の位置づけ	
	2 事業目的	
	3 本事業の基本方針	
	4 設置対象施設	
	5 事業範囲	
	6 事業実施上の留意事項	
	7 第三者の使用	
	8 遵守すべき法制度等	
	9 本事業のスケジュール	
	10 事業関連資料等の取扱い	
第 2	設計業務要求水準	4 ページ
	1 基本事項	
	2 設計業務の基本方針	
	3 設計業務の要求水準	
第 3	施工業務要求水準	8 ページ
	1 基本事項	
	2 施工業務の基本方針	
	3 施工業務の要求水準	
第 4	維持管理の提案に関する要求水準	11 ページ
	1 基本事項	
	2 維持管理に関する提案の基本方針	
	3 維持管理に関する提案の要求水準	
	別紙 1 提出書類一覧（設計業務）	12 ページ
	別紙 2 工事設定条件	13 ページ
	別紙 3 提出書類一覧（施工業務）	14 ページ

第1 総則

1 要求水準書の位置づけ

本書は、会津若松市（以下「発注者」という。）が、会津若松市立小中学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「受注者」という。）の募集・選定にあたり、応募者を対象に交付する「会津若松市立小中学校空調設備整備事業プロポーザル募集要項（共通）」（以下「募集要項」という。）と一体のものとして、本事業の業務遂行について、本事業の募集に参加しようとする事業者（共同企業体を含む。以下「事業者」という。）に要求する**最低限満たすべき水準**を示すものである。

なお、本書における業務水準とは、募集要項等に関する質問に対する回答、本書、提案書類、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、事業を実施するにあたり満たすべき最低の水準となる。

また、「空調設備」とは、空調機器設備、配管設備、電気設備及びその他本事業において設置される一切の設備のことをいい、一切の工事（受電設備の改修、配管の整備、空調機器の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元等）を含む。

2 事業目的

本事業は、会津若松市内の小中学校 29 校（以下「対象校」という。）における空調設備を設置することにより、児童・生徒及び教職員に望ましい学習・生活環境及び就労環境を提供することを目的とする。また、事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで、学校間の公平性を確保し、コスト削減を図ることを目的としている。

3 本事業の基本方針

前項で記した本事業の目的を達成するため、以下の方針により事業を推進する。

(1) 安全で適切な室内環境整備の実現

学校環境衛生基準を遵守し、児童・生徒及び教職員に望ましい学習・生活環境及び就労環境を提供するとともに、使いやすさにも十分配慮した空調環境を実現する。また、空調設備の設置にあたっては、学校教育活動等への支障をきたさない計画とし、常に児童・生徒、教職員、保護者、学校利用者及び近隣住民等（以下「学校関係者」という。）の安全に十分配慮する。また、夏季の熱中症や冬季の疾病等、健康維持にも配慮した計画とする。

(2) 低廉かつ良質な空調設備の設計

良好で適切な空調設備の性能の維持、初期費用及び運転費用の縮減を十分図ることが可能な設計を行う。

(3) 環境への配慮

地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの利用、リサイクル材の利用等に留意するとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に貢献するよう、環境保全に留意する。また、学校教育環境、周辺地域環境に対する影響を十分検討したうえで、必要な措置を講じる。

4 設置対象施設

対象となる施設は、プロポーザルの発注グループごとの各対象校の普通教室等、総数 648 教室（以下「対象室」という）とする。

対象校ごとの対象室は、申込により貸与する発注グループごとの整備箇所図に示すとおりとする。

5 事業範囲

本事業は、受注者が、本要求水準書に示された要求水準事項に沿って、以下の事業を行う。

- ① 設計業務
- ② 施工業務
- ③ 維持管理に係る提案

6 事業実施上の留意事項

本事業の遂行にあたっては、以下の事項に留意する。なお、各業務における個別の留意事項は、「第2」から「第4」において別途記載する。

(1) 整備計画の妥当性（確実な事業実施体制の構築）

- ① 本事業の目的、基本方針を踏まえ、事業計画を作成する。
- ② 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築する。
- ③ 事業実施にあたって、妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画する。

(2) 地域社会・地域経済への貢献

- ① 事業の実施に伴い、事業者は、本事業の業務の一部を第三者に再委託または請け負わせるにあたり、地域社会・地域経済への貢献に積極的に取り組むとともに、設置後の保守対応等を見越して、市内業者の選定に努める。

(3) 環境負荷の低減

- ① 事業期間全体を通して、環境負荷の低減に十分配慮する。
- ② 使用する機器の選定において、環境負荷を低減するための工夫を行う。具体的に配慮すべき事項は、各業務の要求水準の基本方針に列記する。

7 第三者の使用

受注者は、設計及び施工の各業務を行うにあたって、事業者以外の第三者を使用する場合、事前に発注者に文書により承諾を求めなければならない。

8 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、設計及び施工の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。なお、以下に記載の有無に関わらず、本事業に必要な法令を遵守するとともに、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用する。

(1) 法令等

- ・ 計量法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 大気汚染防止法

- ・ 石綿障害予防規則
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
- ・ 下水道法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 道路交通法

(2) 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、以下の基準類を適宜参考にする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする。）。なお、基準類はすべて最新版が適用されるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について、発注者及び受注者で協議を行う。

- ・ 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
- ・ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震計施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 営繕工事写真撮影要領
- ・ 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人公共建築協会編）
- ・ 内線規程（一般社団法人日本電気協会需要設備専門部会編）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会使用設備専門部会編）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会編）
- ・ LPガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
- ・ 各種計算基準（一般社団法人日本建築学会）

9 本事業のスケジュール

本事業の主なスケジュールは、以下のとおり。

(1) 契約締結日

仮契約：平成31年2月上旬（予定）

本契約：平成31年2月中旬（予定）

※ 本契約の締結までは、契約を保証するものではなく、会津若松市議会の議決が得られず本契約に至らなかった場合、発注者はその損害賠償の責を負わない。

(2) 事業期間

事業契約の締結日から、平成31年9月30日（月）までとする。なお、設計業務については本契約締結後、速やかに実施し、施工業務については、発注者が指定する監督員が設計内容を承認した以後に実施する。

10 事業関連資料等の取扱い

応募者及び受注者は、発注者が提供する資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこと。

第2 設計業務要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

① 受注者は、本要求水準書、提案書等に基づき、対象校の対象室における新規設備を設置するために必要な設計を行う。設計業務には、以下の業務を含む。

ア 設計のための事前調査業務

イ 対象校における設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

ウ その他、付随する業務（対象校等との調整を含む）

② 発注者は、対象校の既存図面を貸出しする。

(2) 業務の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、受注者が計画する。

(3) 設計体制及び設計管理技術者の配置

受注者は、設計業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を管理技術者及び設計担当者として配置し、設計業務着手前に発注者の承認を得る。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者もしくは設計担当者として著しく不適当と発注者がみなした場合、受注者は、速やかに適正な措置を講じる。

① 設計管理技術者

ア 受注者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富な建築士である者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて発注者に提出し、設計管理技術者として承諾を得る。

イ 設計管理技術者は、設計において、電気設備・機械設備の設計趣旨・内容を総括的に反映できる者とする。

ウ 設計管理技術者は「② 設計担当者」の資格要件の「ア 電気設備設計者」または「イ 機械設備設計者」を兼ねることができる。

② 設計担当者

ア 電気設備設計者（次のいずれかに該当する者）

(ア) 建築士または建築設備士以上で電気設備設計の実務経験を有する者

(イ) 一級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(ウ) 電気主任技術者資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(エ) 大学（専門課程）卒業後5年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(オ) 高等学校（専門課程）卒業後8年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(カ) 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

イ 機械設備設計者（次のいずれかに該当する者）

(ア) 建築士または建築設備士以上で空調設備設計の実務経験を有する者

(イ) 一級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の空調設備設計実務経験を有する者

(ウ) 空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の空調設備設計実務経験を有する者

- (エ) 大学（専門課程）卒業後 5 年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- (オ) 高等学校（専門課程）卒業後 8 年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- (カ) 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(4) 設計内容の協議

- ① 設計にあたっては、発注者と協議し行う。協議の方法、頻度など業務の詳細については受注者の提案による。
- ② 発注者との協議内容については、書面（協議記録）に記録し、相互に確認する。

(5) 設計変更

発注者は、必要がある場合、受注者に対し設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等は、協議により定める。

(6) 業務の報告及び書類・図書等の提出

- ① 選定企業は、定期的に発注者に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、別紙 1 に示す書類・図書等を、様式を含めて作成のうえ、発注者に提出し承認を得る。
- ② なお、設計に関する書類・図書等の著作権は市に帰属する。

2 設計業務の基本方針

(1) 設計計画、設計体制の妥当性

- ① 本事業で求める供用開始時期に合わせ、確実に運用が可能となる確実性、妥当性の高い設計計画・設計体制とする。
- ② 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築し、統一的な品質管理体制となるよう配慮する。

(2) 空調設備の性能（効率性、操作性、安全性への配慮）

- ① 空調設備の性能（仕様、台数等）の決定にあたっては、機器使用期間中は、学校関係者等の利用者に対し、適切で健康的な室内環境を提供することに配慮する。
- ② 導入される機器の配置や仕様、施工の時期、期間、方法等を十分に検討し、学校関係者等、利用者の安全確保に留意する。なお、導入される機器については学校ごとにメーカーを統一し、機器運用上の操作統一性を確保すること。特に、教職員が操作する機器の仕様（操作性）は学校ごとに統一すること。
- ③ 各学校の敷地条件の違いに配慮した計画とし、機器の設置にあたっては、学校教育環境への影響及び学校の周辺地域への影響（騒音、振動、温風、臭気等）に配慮する。
- ④ 機器選定や運用にあたっては、教職員による容易な管理・取扱いに配慮する。
- ⑤ 各対象校の敷地形状、校舎や対象室の配置等に留意のうえ、適切な機器の選定、設置を行う。
- ⑥ 室外機・室内機、各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担において移設させ、または機能復旧させることを原則とする。（例：敷地内の樹木の移植、敷地内排水溝の付け替え、室内灯の移設等）
- ⑦ 既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）を低減するように配慮するほか、美観にも配慮する。特に、住宅等に隣接する場所に室外機等を設置する場合は、特段の配慮を行う。

(3) フレキシビリティへの配慮

- ① 改修・改築工事に伴い工事対象外の諸室において空調環境の中断が生じないように配慮する。
- ② 機器の仕様は、設備の長寿命化等に配慮するとともに、故障時には速やかに復旧が可能となるよう配慮する。

(4) 環境負荷低減への配慮

- ① トップランナー機器の採用等を行い、消費エネルギー量を削減し、運用にかかる費用の負担軽減や環境負荷の低減に貢献する機器性能上の配慮を行う。
- ② 二酸化炭素排出量の削減に配慮する。

③ リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮する。

(5) その他

上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境を確保するための配慮を行う。

3 設計業務の要求水準

(1) 空調設備の一般的要件

① 共通事項

ア 運転に関して有資格者等の常駐を必要としない方式を採用する。

イ 冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用する。また、同一能力をもつ機種に、使用する冷媒が複数選択可能な場合は、原則として、本事業で使用する主たる冷媒を優先的に使用する。

ウ 熱源は、電気式空冷ヒートポンプ式とする。

エ エアコンは、パッケージエアコンとし、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）及び省エネルギー法（エネルギー使用の合理化等に関する法律）2015年基準により、特に、効率の優れた機器とする。

オ 設計図書等にはJIS条件により運転した場合の機器能力で表記する。

カ ドレン配管は、校舎の現況を詳細に検討し、適正な勾配を確保し、逆勾配または凹凸部のないよう設置する。

キ あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカーまたは接着系アンカーを使用し、後者を使用する場合は、所定の強度が発現するまで養生を行う。アンカーについては、強度の確認及び試験報告書の提出を行う。

ク 屋外で使用するボルト等はステンレス鋼製とし、配管支持材についても防食に配慮する。

ケ 冷媒管の保温は、製造者の標準仕様とし、露出部分は保温化粧ケース内に納める。この際、ドレン管の保温は樹脂製とし、屋外露出部分についての保温は不要とする。

コ 屋内外を問わず学校関係者の手の届く位置にある配管及び保温等の耐久性、耐衝撃性に留意する。また、支持金物についても保護キャップまたは緩衝材を使用する。

サ 屋外露出配線は、金属管配線又はケーブルラック配線とし、金属管には塗装を施す。屋内露出配線は、金属管配線又は金属線ぴ配線とする。

シ 屋外キュービクル・校舎間、校舎・校舎間等を横断する配線は、原則として、地中管路を使用する。但し、やむを得ないと市が認めた場合には、学校関係者の手の届かない架空対応等も可能とする。

ス プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製、屋外は鋼板製（防水）とする。

セ 漏電遮断器の負荷に対する専用の接地を施す。

ソ 本事業の空調設備には、既存設備との区別を明確にするために、色分シール等を堅固に取り付け、標示する。特に、配管等を含めた共用設備について、既存設備分と本事業による整備分が明確に区分できるよう配慮する。

タ 受注者は、新規設備の設置工事に際し、既存物の移設が必要となる場合には、発注者、対象校及び関係者等と協議し対応を決定するものとし、受注者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行う。ただし、発注者が機能回復等を不要としたものは、この限りではない。

チ 既存樹木は可能な限り現状維持を図り、やむを得ず既存樹木が支障となる場合には、受注者は、発注者及び対象校等の承諾を得て、撤去、移植または枝払いを行うことができる。なお、樹木を撤去した場合は必要に応じて、同程度の樹種による移植を行うが、記念樹は移植する。

② 空調設備の機能に関する事項

- ア 機器の能力は、空調負荷計算を実施し、発注者が示す設定条件（別紙2 工事設定条件）と同等以上とする。
- イ 標準的な対象室（中間階で室面積65㎡程度のもの）あたりの室内機の能力は、教室等の環境に係る学校環境衛生基準に定められた基準を満たすものとする。ただし、変則的な大きさの対象室、最上階や校舎等の端部に位置する等で熱負荷の大きな対象室は、環境整備に必要な能力の機器を選定する。
- ウ 室内機は、天吊形を原則とし、かつ、学校関係者の安全性、保全性、いたずら防止の観点から、必要な対策を講じる。室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動する恐れがある場合は、感知器の移設等の必要な措置を事前に発注者と受注者が協議する。
- エ 室内機は、対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置する。
- オ 室外機の設置場所は、エントランス等を避けるなど、学校的美観に配慮する。
- カ 室外機の設置にあたっては、設置位置や周辺の利用状況、近隣地域の状況等を勘案し、必要な安全対策、防球対策、防音対策、防振対策（共振対策を含む）、暴風雪対策、落雪対策、排熱対策等を講じる。特に、学校関係者の安全確保、機器類の保全、いたずら防止の観点から、室外機に容易に手が触れることのできる箇所では、防護ネット等を取り付ける。
- キ 配管等のコンクリート壁の貫通は原則認めない。ただし、構造上支障のない場合は、この限りでない。
- ク 配管等が窓ガラスを貫通する場合には、既存ガラスを撤去したうえで耐食性のあるアルミパネル等の金属パネルを取付けるとともに、窓が開かないように対策を行うこと。なお、サッシの改修にあたっては、教室内の採光及び自然換気に必要な開口部の面積を確保するとともに、非常用出入口に代わる開口部を確保する。
なお、配管等によって既設カーテン等が全閉状態とならなくなるおそれがある場合は、発注者と受注者とで施工前に協議する。
- ケ 空調設備の設置に伴い、既存照明器具を撤去・一時移設し、新たな器具を設置する場合は、既存器具の安定器のPCB含有調査を行い、結果を報告するとともに、含有のない場合は処分、含有のある場合は発注者の指示に従い移管する。
- コ 空調設備の操作は、集中管理システムを導入し、エアコン電力のデマンドコントロールを管理できる設備を設置する。なお、設置場所は、職員室とする。また、各室単位での個別運転を可能とする。
- サ オープン教室の間仕切り仕様は、1教室あたり2枚のスライディングウォール（既存）を用い、その開口部分には透明な塩化ビニール製カーテン等を設置する。ただし、河東学園小については、スライディングウォール（既存）がないことから、全面カーテン等とする。カーテンの仕様は、次のとおり。
- ・ カーテンは、天井から床までの高さとし、防災・遮熱仕様とし、併せて耐候性を備えた仕様とする。
 - ・ カーテンには、1教室あたり2箇所の出入り口加工を施す。
 - ・ カーテン・カーテンレールは、スライディングウォール中央寄せ、又は袖寄せそれぞれに対応可能な仕様・形状とする。
 - ・ カーテンをスライディングウォール及び内壁にマジックテープ等で固定可能な仕様とする。

(2) エネルギーの供給に必要な設備

- ① 本事業に必要な電気エネルギーについて、既存の設備等の容量が不足する場合は、設備の増設等を行い、十分なエネルギー供給を確保する。
- ② 変圧器は、対象校にある既存負荷設備（照明、エアコン、ヒーター、ポンプ、調理器具（冷凍冷蔵庫等）、換気機器、OA機器等）を調査のうえ、負荷の合計容量に見合った定格容量のものを選定すること。既存の変圧器容量が不足すると想定される場合は、十分な

容量の変圧器に交換または増設を行う。設置スペースが確保できる場合は、十分な変圧器容量を持つキュービクルを増設する。前者の場合は、変圧器1次側の機器・計器と保護協調をとるものとする。

なお、変圧器の交換または増設にあたっては、原則として既存キュービクル内で行うよう努める。新たに既存設備外で増設する場合は、各学校及び発注者と協議のうえ、将来設置する可能性のある設備を視野に入れること。

- ③ 変圧器の交換等に伴う付属機器等の交換や増設は、「第1・8 遵守すべき法制度等」の事項に適合させる。
- ④ PCBが含有される変圧器を取り替える場合は、関係法令に従い発注者の指定する場所に運搬する。また、取替えまたは増設により新規に設置する変圧器は、原則として、油入トランス型変圧器で、可能な限り高効率なものを採用する。

(3) 熱負荷計算条件

- ① 空調設備の導入に関する熱負荷計算は、夏季28℃以下、冬季20℃以上とするほか、建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）による。
- ② 冷房時の熱負荷計算は、午前9時から午後2時の時刻を対象とする。

(4) その他

設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮する。

第3 施工業務要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

受注者は、業務水準に基づき、対象校の対象室すべてにおける新規設備の施工を行う。施工業務には、以下のものを含む。

- ① 施工のための事前調査業務
- ② 施工業務（施工業務には、空調設備の導入に伴う一切の工事（受電設備の改修、配管の整備、空調機器の設置、エネルギー関連の設備の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元等）を含む。）
- ③ その他、付随する業務（対象校等との調整を含む。）

(2) 業務の期間

「第1・9 本事業のスケジュール」に定める設計及び施工期間終了日までとする。

(3) 業務体制及び技術者の配置

受注者は、施工業務を遂行するにあたっては、建設業法の規定を遵守し、以下に示す有資格者を配置し、施工業務着手前に発注者に提出して承認を得る。

- ① 受注者は、建設業法に規定する監理技術者又は専任の主任技術者を配置する。また、この技術者のもとに学校ごとに補助員を配置する等、迅速に対応できる体制を整える。
- ② 受注者がJVの場合にあっては、施工業務に携わる構成員毎に、監理技術者又は専任の主任技術者を配置する。

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

受注者は、施工計画書に基づき定期的に発注者に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、別紙3に示す書類・図書等を発注者に提出し、承認を得る。

2 施工業務の基本方針

(1) 施工計画・施工体制の妥当性

- ① 「第1・9 本事業のスケジュール」に合わせて、確実に運用開始が可能となる確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。

- ② 施工期間中における学校現場の安全確保を行う。
 - ③ 施工に伴う学校教育環境への影響及び対象校周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に十分配慮する。
 - ④ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制とする。
- (2) 環境負荷低減への配慮
施工段階においても、環境負荷の低減に配慮し、廃棄物の削減を図る。
- (3) その他
上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。

3 施工業務の要求水準

(1) 一般的要件

- ① 受注者は、空調設備工事一式を施工する。
- ② 工事施工その他、空調設備及び関連機器の設置にあたって必要となる各種申請、届出等は、受注者の責任・費用において行う。
- ③ 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務は、受注者が自己の責任において遅滞なく行う。
- ④ 受注者は、設置工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備する。
- ⑤ 受注者は、学校運営上支障のない範囲で、工事に必要な工事用電力、水道を無償で使用できる。また、電気主任技術者の立会に要する費用等は、受注者の負担とする。
- ⑥ 工事の実施にあたっては、埋設配管・配線等の既存設備を十分調査して行うものとし、万が一、既存設備等を損傷させた場合は、速やかに発注者及び対象校に報告するとともに、復旧を行うものとする。なお、当該費用はすべて受注者負担とする。
- ⑦ 試運転及び発注者の都合において空調設備の使用（空調機器の使用開始）を行う場合に必要なエネルギー費用は、発注者が負担する。
- ⑧ 受注者は、施工業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ発注者との協議によって受注者が作成する。）に基づき、自主的に施工状況や調整の結果等の内容を検査し、その結果を報告する。

(2) 現場作業日・作業時間

- ① 現場作業日、作業時間は、授業・学校等にできる限り影響のない範囲とし、原則、平日（月曜日～金曜日）とし、午前8時15分～午後4時45分までとする。なお、事前に対象校と作業工程について十分に協議を行う。
- ② 作業日は、必要に応じて、土曜日、日曜日及び祝日にも実施することとし、また、作業時間は、必要に応じて夜間も実施する。なお、作業の際は、放課後や土曜日、日曜日、祝日であっても、部活動やその他の学校行事等で校舎等の内外が使用されることに留意する。
- ③ 停電を伴う作業は、授業や部活動その他の学校行事等に影響のない時間帯に行うこととし、事前に発注者及び対象校と協議する。

(3) エネルギー供給、設備システム等の機能確保

- ① 電力、ガス、水道等のエネルギー供給及び既存設備は、工事期間中も従前の機能を確保するものとし、必要に応じて配管・配線の盛り替え等の措置を講じる。
- ② 工事に伴い、上記機能が一時的に停止する場合は、事前に発注者及び対象校と協議し、必要に応じて代替措置を講じる。
- ③ 機械警備システムが工事上支障となる場合、発注者、対象校及び発注者が委託する警備管理業者と協議のうえ、必要な措置を講じる。
- ④ 火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保する。やむを得ず稼働できない場合には、発注者、対象校及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講じる。
- ⑤ 校内LAN設備が施工上支障となる場合、発注者、対象校と協議のうえ、必要な措置を講じる。なお、必要な費用は全て受注者の負担とする。

(4) 別途工事との調整

本事業期間中に対象校敷地内において、他の工事（耐震補強工事等）や作業等が行われる場合は、発注者及び対象校を通じ、別途工事等の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めること。

(5) 安全性の確保

- ① 工事の実施にあたっては、児童・生徒、学校関係者に対する安全確保を最優先すること。
- ② 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び対象校と発注者の要望するすべての箇所に仮囲い等により安全区画を設定する。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、学校関係者の安全に十分配慮し、事前に発注者及び対象校との協議・調整を行うこと。
- ③ 工事期間中に学校関係者が工事箇所や危険箇所等に立ち入ったり、近づいたりしないよう事前に周知徹底するとともに、現場での注意・指導を行うこと。
- ④ 工事車両の進入経路及び駐車場所は学校と協議を行い、特に大型資材搬入時には誘導員を配置する等、選定企業の責任で安全の確保に配慮する。

(6) 非常時・緊急時の対応

事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、選定企業はあらかじめ防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じる。

(7) 近隣対策等

- ① 受注者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他設備の設置により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。
- ② 受注者は、近隣住民への影響が見込まれる場合は、事前に工事の内容、影響等について、近隣への周知を行うこと。

(8) 工事現場の管理等

- ① 受注者は、校門付近に工事用看板等により、工事概要、作業体系図、緊急連絡先等を掲示する。また、事前に、対象校の管理者、発注者も含めた緊急連絡簿を発注者及び対象校に届け出る。
- ② 受注者は、設置工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に発注者及び対象校に届け出て、承諾を得る。
- ③ 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行う。
- ④ 受注者は、対象校内に材料、工具等を保管する場合、保管場所には必ず施錠を行い管理する。
- ⑤ 受注者は、工事中も、必要台数の駐輪・駐車スペースが確保できるよう配慮する。
- ⑥ 受注者は、作業時に学校内の器物や児童・生徒の作品等を破損しないよう十分に注意する。また、破損事故等が発生した場合は、対象校の管理者及び発注者に直ちに連絡し、その指示に従う。

(9) 試運転調整

受注者は、以下の試運転調整を行う。

- ① 風量、吸込温度、吹出温度、外気温度、室温の測定（各室中央部分1箇所、床上1.0m）の位置で測定する。）
- ② 室内及び室外の騒音の測定
- ③ 完成後に行う試運転は、メーカー技術者立ち合いのもと行うこと。

(10) 工事写真

工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。設置した室内機、室外機、受変電設備等は、全ての機器について、図面と対応した写真を提出する。ま

た、工事完成後外部から見えない主要な部分並びに使用材料及び設計内容が確認できる写真も合わせて提出する。

(11) 受注者による完成検査

- ① 受注者は、工事完了後、対象校ごとに社内検査員による完成検査を行い、各対象校において、いずれも業務水準を満たしていることを確認する。
- ② 受注者は、対象校ごとの当該完成検査の日程を事前に発注者及び対象校に対して通知する。
- ③ 受注者は、発注者に対して、完成検査の結果を書面で報告する。

(12) 建設副産物の取り扱い等

受注者は、工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努め、再生資源の積極的活用を努める。

(13) その他

- ① 施工中は、第1－8のほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- ② 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
- ③ 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、対象校内及び周辺の危険防止に努める。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避け、通行には十分注意し、低速で行う。
- ④ 対象校の周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁じる。
- ⑤ 気象予報または警報等には常に注意を払い、災害の防止に努める。
- ⑥ 工事の実施にあたって、教室、廊下等の天井ボード類に石綿が含まれている可能性のある場合には、関係法令、規則等を遵守して施工を行う。
- ⑦ 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
- ⑧ 対象校敷地内及びその付近において、喫煙を禁止する。
- ⑨ 受注者は駐車場、資材置場等の位置について発注者及び対象校に承諾を得る。
- ⑩ 受注者は、自家用電気工作物の改修等に伴い、電気主任技術者の立会等の措置を講じることとし、この費用は受注者の負担とする。

第4 維持管理の提案に関する要求水準

1 基本事項

受注者は、本事業で設置する空調設備の維持管理に関して提案を行う。ただし、維持管理に関する費用は、本事業の提案価格には含めないこと。

2 維持管理に関する提案の基本方針

空調設備の性能や安全性を、長期に渡って維持することが可能であり、かつ、コストが低廉な維持管理計画や体制等とする。

3 維持管理に関する提案の要求水準

受注者は、以下の要件の提案を行う。

- ① ライフサイクルコスト等への配慮

別紙1 提出書類一覧（設計業務）

1 着手前に提出する書類

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	●	●	
2	管理技術者選任通知書	1	A4	●	●	※2 経歴書を含む
3	業務工程表	1	A3	●	●	
4	詳細工程表	1	A4	●	●	対象校ごと
5	業務計画書	1	A4	●	●	
6	設計委託承諾依頼書	1	A4	●	●	

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を様式に含めて作成し提出すること。

※2 管理技術者の資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類の提出を行うこと。

2 完了時に提出する書類

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	●	●	
2	業務完了通知書	1	A4	●	●	
3	成果物のリスト表	1	A4	●	●	対象校ごと
4	協議記録	1	A4	●	●	対象校ごと
5	設計書	1	A4	●	●	
6	設計図	1	A4	●	●	A3 二つ折り製本
7	設計図	1	A3	●	●	A2 二つ折り製本
8	設計計算書	1	A4	●	●	
9	月別・年度別想定エネルギー量計算書	1	A3	●	●	対象校ごと
10	冷媒漏えい点検・整備記録簿	1	A4	●	●	対象校ごと

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を様式に含めて作成し提出すること。

別紙2 工事設定条件

発注グループ	学校名	工事設定条件			
		普通教室(平均面積約65m2)あたりの能力(馬力)	オープン教室の措置	既存電灯トランス[KVA]	既存動力トランス[KVA]
A	日新小学校	5	ビニルカーテン等	100	50
	松長小学校	5	ビニルカーテン等	100	50
	永和小学校	5	ビニルカーテン等	75	30
	城南小学校	5	ビニルカーテン等	75	75
	小金井小学校	5	ビニルカーテン等	100	100
	河東学園小学校	5	ビニルカーテン等	600	200
	一箕中学校	6		100	50
	河東学園中学校	4		150	150
B	湊 小学校	5	ビニルカーテン等	100	50
	大戸小学校	5	ビニルカーテン等	75	75
	第二中学校	5		100	50
	第三中学校	5		75	50
	第四中学校	6		75	50
	湊 中学校	5		30	20
	大戸中学校	5		50	30
C	一箕小学校	6		100	50
	神指小学校	6		50	30
	門田小学校	6		50	75
	第一中学校	6		50	30
	第五中学校	6		75	50
	第六中学校	6		100	50
D	鶴城小学校	4		150	150
	城北小学校	6 4(新築校舎)		50	100
	城西小学校	6		100	50
	謹教小学校	5		75	50
	東山小学校	6 5(東校舎)		75	50
	荒館小学校	6		75	50
	川南小学校	6		50	30
	北会津中学校	4		150	75

別紙3 提出書類一覧（施工業務）

1 着手前に提出する書類

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	●	●	
2	工程表	1	A3	●	●	
3	現場代理人通知書	1	A4	●	●	※2 経歴書を含む
4	主任技術者通知書	1	A4	●	●	〃
5	監理技術者通知書	1	A4	●	●	〃
6	建退共証紙購入申告書の写し	1	A4	●	●	
7	下請計画書	1	A4	●	●	
8	受注時工事カルテ承諾願及び受領書(CORINS)	1	A4	●	●	
9	施工計画書	1	A4	●	●	対象校ごと
	その他指示する書類	1	A4	●	●	対象校ごと
10	納入仕様書	1	A4	●	●	対象校ごと
11	メーカーリスト	1	A4	●	●	

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を様式に含めて作成し提出すること。

※2 資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類の提出を行うこと。

2 施工中に提出する書類

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務水準チェックリスト※1	1	A 4	●	●	対象校ごと
2	施工図面	1	A 3	●	●	〃
3	工事打合簿	1	A 4	●	●	〃
4	官公庁申請書類	1	A 4	●	●	〃
5	再資源化通知書	1	A 4	●	●	〃
6	納入調書	1	A 4	●	●	〃
7	工事履行報告書	1	A 4	●	●	〃
8	工事日報	1	A 4	●	●	〃
9	施工体制台帳	1	A 3	●	●	〃
10	施工体系図	1	A 3	●	●	〃
11	下請契約書または注文請書の写し	1	A 4	●	●	
12	施工体制点検票	1	A 3	●	●	対象校ごと

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を様式に含めて作成し提出すること。

3 発注者による完工確認時に提出する書類

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務水準チェックリスト※1	1	A 4	●	●	
2	完成図書（Ⅰ）					対象校ごとにファイル綴じ
	1) 機器類完成図書	1	A 4	●	●	
	2) 保証書	1	A 4	●	●	
	3) 保守指導案内書	1	A 4	●	●	機器取扱説明書
	4) 官公庁届出書控	1	A 4	●	●	副本または写し
	5) 検査結果報告書	1	A 4	●	●	検査済証
	6) 保安及び緊急連絡表	1	A 4	●	●	
	7) 予備品一覧表	1	A 3	●	●	
8) その他	1	A 3	●	●	保安上必要な図書	
3	完成図書（Ⅱ）					
	1) 資材納品書					
	2) 各種試験報告書	1	A 4	●	●	
	3) 残土処理管理報告書	1	A 4	●	●	
	4) 再生資源利用促進実施書	1	A 4	●	●	
	5) 産業廃棄物処理管理報告書	1	A 4	●	●	
	6) 回収フロン管理報告書	1	A 4	●	●	
	7) 建設副産物再資源化処理等報告書	1	A 4	●	●	
	8) 建退共管理報告書	1	A 4	●	●	
9) 安全管理報告書	1	A 4	●	●		
4	工事写真	1	A 4	●	●	着工前、工事中、竣工対象校ごと
	工事写真	1	A 4	●	●	着工前、竣工、対象校ごと
5	完成図書	2	A 4	●	●	黒表紙（金文字入り）二つ折り製本、対象校ごと
	完成図	1	A 4	●	●	A 3二つ折り製本、
	完成図	1	A 3	●	●	A 2二つ折り製本

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を様式に含めて作成し提出すること。